

社団法人日本臓器移植ネットワークについて  
《事務・事業説明資料》

# 法人概要

## 《基礎データ》

【22年度】 【(参考)21年度】

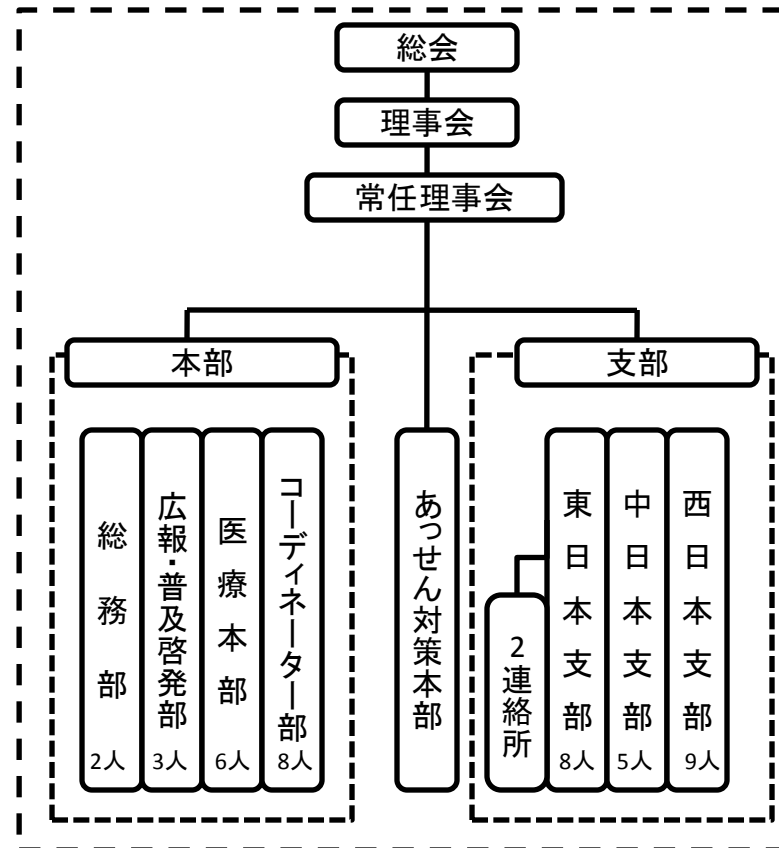
役員	38人 (うち 常勤3人)	うち 国家公務員出身者	4人	4人
職員	41人 (うち 非常勤職員4人)	うち 国家公務員出身者	0人	1人
予算	18億円	うち 国からの財政支出	8億円	5億円

\* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値

## 《組織体制》

〔法人に占める  
管理部門の割合〕

		(全体)	4.9%
本部	4部 (19人)	うち管理部門 1部(2人)	10.5%
支部	3支部2連絡所 (22人)	—	—



## 《主な事務・事業》

事務・事業	予算	うち国からの 財政支出
あっせん業務関係事業(補助)	4.7億円	4.6億円
あっせん事業体制整備事業(補助)	3.2億円	3.0億円
普及啓発事業(補助)	0.8億円	0.4億円

# あっせん業務関係事業

- 重い病気により臓器の機能が低下し、他の治療法がない場合に行う臓器移植を公平に実施するため、(社)日本臓器移植ネットワークが臓器移植法第12条に基づく国内唯一のあっせん機関として臓器移植に係る連絡調整等を行う事業。
- あっせん機関として、臓器移植を円滑かつ公平に推進するために重要な役割を担っているコーディネーターは、平成22年3月末時点で21人在籍。

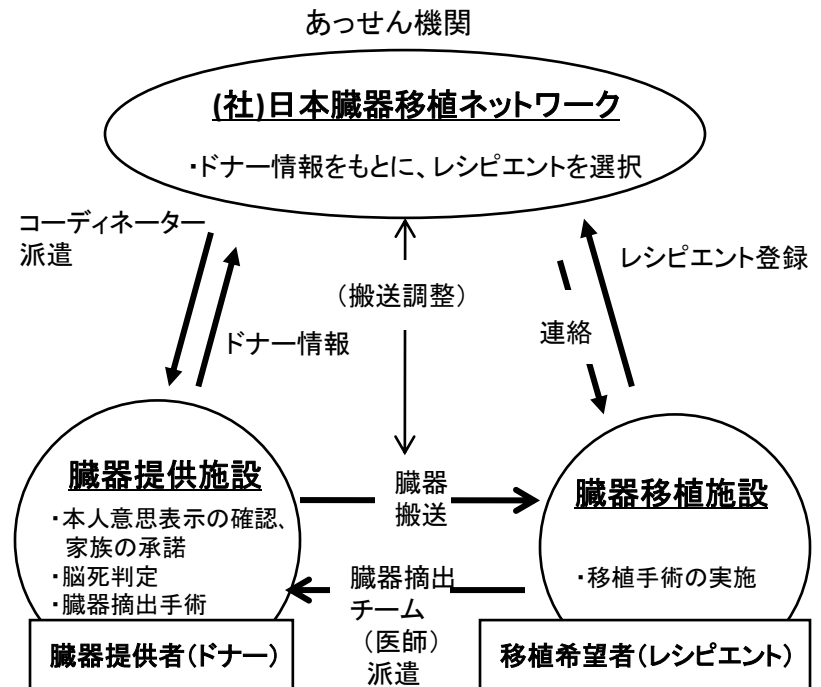
## 臓器移植の実施状況

	臓器提供者数		移植実施件数		移植希望登録者数
		うち脳死下		うち脳死下	
心臓	70名	70名	70件	(※1)70件	166名
肺	56名	56名	67件	(※1)67件	142名
肝臓	63名	63名	67件	67件	277名
腎臓	1,124名	78名	2,060件	(※2)150件	12,010名
膵臓	64名	62名	64件	(※2)62件	175名
小腸	6名	6名	6件	6件	3名

(注) 臓器提供者数及び移植実施件数については、脳死下及び心停止下の数。  
臓器提供者、移植実施件数は、平成9年10月16日(臓器移植法施行の日)から平成22年3月31日までの累計。  
移植希望登録者数は平成22年3月31日現在数。

※1 心臓と肺を同じ方に同時に移植した事例1件を含む。  
※2 膵臓と腎臓を同じ方に同時に移植した事例52件を含む。

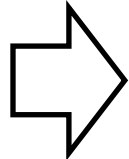
## 移植の仕組み (現行法に基づく脳死下臓器移植)



### (社)日本臓器移植ネットワークコーディネーターの役割

- ・ 患者の死と直面する家族に対し、その心情に配慮しつつ臓器提供について説明を行う。
- ・ 家族が同意する場合、臓器提供に関する手続き、医療機関との連絡調整を行う。
- ・ 臓器提供後に、家族からの相談対応等の支援を行う。

現状は



今後は

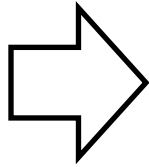


- 臓器移植法の改正に伴い、今後の移植件数が増加すること等を見据え、(社)日本臓器移植ネットワークのあっせん体制を整備・強化する。
  - ・ コーディネーター等のあっせん事業従事者を増員する。(コーディネーターは10名増員)
  - ・ 年齢要件等の変更に伴う、レシピエント検索システム(移植希望登録者の中から医学的基準により検索するシステム)の改修など

# あっせん事業体制整備事業

- 臓器提供に係るあっせん業務が適切に行われるための体制整備として、(社)日本臓器移植ネットワークと連携して医療機関や都道府県が行う臓器移植関係業務を支援するとともに、より確実に臓器提供に関する意思確認を可能とする臓器提供意思登録システムを運用する事業。

現状は



- 都道府県臓器移植コーディネーターの活動に対する助成
- 臓器提供施設に対する臓器提供体制整備の支援(シミュレーションの実施や院内マニュアルの作成 等)
- コーディネーターや臓器提供施設に従事する医療従事者に対する研修の実施
- 臓器提供意思登録システムの運用

今後は



- 臓器移植法の改正に伴う、今後の移植件数の増加や、小児からの臓器提供に備える体制を整備するため、都道府県コーディネーターや提供施設に対する支援を強化する。
- 年齢要件や意思表示内容の変更に伴い、インターネットやモバイルサイトから臓器提供に関する意思登録ができるシステムの改修を行うとともに、同システムによる意思登録の推進を図る。

移植医療は、「患者」と「医療機関」だけでは成立せず、無償で臓器を提供する「提供者(ドナー)」があって、はじめて成立するという他の医療にない特徴を有する。  
移植機会の公平性を確保しつつ、効果的な移植を行うためには、あっせん機関自体の体制強化に加え、移植医療に関わる医療機関や都道府県等の体制整備が必要。

## 臓器提供施設

脳死下での臓器提供を行うことができる医療機関  
338施設(平成21年9月末現在)

## 都道府県コーディネーターの役割

- ・日常業務として、都道府県内を中心とした普及啓発活動
- ・臓器提供事例発生時には、あっせん機関の職員であるネットワークコーディネーターと連携し、ドナー家族への説明等に従事

## 臓器提供意思登録システム

(平成19年3月より運用)

パソコンや携帯で(社)日本臓器移植ネットワークのホームページから、臓器提供に関する以下の意思登録を行うことが可能。

- 臓器提供を希望する意思
- 臓器提供を拒否する意思
- 親族への優先提供の意思(平成22年1月17日より可能)

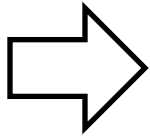
# 普及啓発事業

- 臓器移植法の改正により、本人の書面による臓器提供を希望する意思表示がある場合に加え、本人の意思が不明な場合にご家族の書面による承諾があれば臓器提供は可能となる。また、親族に優先的に提供する意思表示も可能となる。
- 一人でも多くの方に移植医療や新制度について理解していただくことや、臓器提供に関する意思表示をしていただける環境を整えていくことが必要であり、普及啓発は不可欠である。

## 《活動例（20年度）》

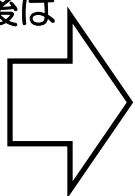
- ① 全国の警察署・運転免許試験場、郵便局、コンビニエンスストア等に「臓器提供意思表示カード」（6,150,549枚）及び「臓器提供意思表示シール」（7,236,570枚）を配布。
- ② 全国の自動車教習所（320か所）や空港のモニターを利用しPRを実施。
- ③ インターネットでのバナー広告や医療機関向け映像配信システムによる普及啓発映像の放映を実施。
- ④ 厚生労働省、岡山県との共催で10月の臓器移植普及推進月間に臓器移植推進国民大会を開催。
- ⑤ 臓器提供ご家族の手記や臓器移植経験者の手記などを掲載した「Think Transplant小冊子」を60万部発行。

現状は



- 臓器移植に対する関心度 60.2%
  - 臓器提供意思表示カードなどの認知度 71.1%
  - 臓器提供意思表示カードなどの所持率 8.4%
  - 臓器提供意思表示カードなどへの記入率 4.2%
  - 脳死下での臓器提供に対し「提供したい」と回答した率 43.5%
- （※平成20年9月実施「臓器移植に関する世論調査」の結果より抜粋）

今後は



- 運転免許証等に臓器提供意思表示欄が設けられることに伴い、警察など関係機関に協力いただきリーフレットを配布し、その周知を図る。
- パンフレット等の配布と併せたアンケートの実施により、要望や改善点等の把握に努め広報活動を実施していく。
- 厚生労働省が開催している「普及啓発に関する作業班」や（社）日本臓器移植ネットワークの広報委員会を通じて、外部有識者から意見をいただき、広報活動に活かしていく。